

岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令を次のように定める。

平成18年4月17日

岐阜県警察本部長 大園 猛志

岐阜県警察ヘリポートの管理及び運用に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、岐阜県警察本部庁舎に設置する岐阜県警察ヘリポート及び同ヘリポートに付属する施設（以下「ヘリポート」という。）の維持管理及び運用について必要な事項を定め、もってこれを使用する回転翼航空機（以下「航空機」という。）の運航の安全を確保することを目的とする。

(ヘリポートの施設)

第2条 ヘリポートの施設は、着陸帯及びこれに付属する施設とする。

(管理責任者)

第3条 ヘリポートの管理の責任者（以下「管理責任者」という。）は、総務室装備施設課長とする。

2 管理責任者は、警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、ヘリポートの維持管理について責任を負うものとする。

(管理責任者の業務内容)

第4条 管理責任者の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリポートの整備及び機能保持に関すること。
- (2) ヘリポートの維持管理上必要な立入許可に関すること。
- (3) その他ヘリポートの維持管理に関すること。

(管理担当者)

第5条 管理責任者は業務を遂行するため、総務室装備施設課に勤務する職員の中からヘリポート管理担当者を指名し、ヘリポートの維持管理のために必要な業務を行わせるものとする。

(運用責任者)

第6条 ヘリポートの運用の責任者（以下「運用責任者」という。）は、地域部地域課長とする。

2 運用責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリポートの運用について責任を負うものとする。

(運用責任者の業務内容)

第7条 運用責任者の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリポートの使用に関すること。
- (2) ヘリポートの保安及び監視に関すること。
- (3) ヘリポートの運用上必要な立入許可に関すること。
- (4) その他ヘリポートの運用に関すること。

(運用担当者)

第8条 運用責任者は業務を遂行するため、地域部地域課に勤務する職員の中からヘリポート運用担当者を指名し、ヘリポートの安全確保及び適切な運用のために必要な業務を行わせるものとする。

(運用時間)

第9条 ヘリポートは、24時間運用とする。

(使用航空機の条件)

第10条 ヘリポートを使用することができる航空機は、次に掲げる条件の全てに該当する岐阜県警察が保有又は使用する航空機とする。ただし、当該条件の全てに該当するもので、本部長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 機体最大投影面の長さ17.50メートル以下及び幅14.16メートル以下のもの
- (2) 全装備重量が5.4トン以下のもの

(使用の目的)

第11条 ヘリポートは、航空機による警察活動のために使用することとする。ただし、本部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第12条 前条の規定によりヘリポートを使用しようとする者は、あらかじめ別記様式1「ヘリポート使用申請書」に次に掲げる書類を添付の上、本部長の許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合等運用責任者が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 航空機運航計画
- (2) 航空機耐空証明書(写)

2 ヘリポートの使用許可については、別記様式2「ヘリポート使用承諾書」によるものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第13条 ヘリポートを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 離着陸しようとするときは、あらかじめ運用責任者に飛行計画を通報し許可を受けること。
- (2) 人員の乗降、荷物の積降し及び航空機の停留は、運用責任者の指示に従って行い、航空機の停留時間の短縮に努めること。
- (3) ヘリポートは離着陸専用とし、原則として駐機は行わないこと。
- (4) ヘリポートにやむを得ず航空機を係留する必要がある場合は、管理責任者の許可を受け、所定の係留環に係留すること。

2 運用責任者は、航空機が離着陸しようとするときは、ヘリポート周辺に、警察職員5人を配置(以下「ヘリポート配置員」という。)して無線連絡を維持し、その安全を確保すること。

(禁止行為)

第14条 ヘリポートにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理責任者が、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 航空機の運航以外に使用すること。
- (2) ヘリポートの使用に関係ない者を立入らせること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) 物品の集積又は投棄すること。
- (5) その他ヘリポートの機能を損なうおそれがある行為をすること。

2 管理責任者は、航空法第53条及び前項に定める禁止事項をヘリポート入口の見やすい場所に掲示しなければならない。

(給油作業等の制限)

第15条 ヘリポートにおいては、航空機の給油、排油等の危険を伴う作業を行ってはならない。

(設置基準の維持)

第16条 管理責任者は、ヘリポートを航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第79条の設置基準に適合するように定期的に点検し、異常を認めた場合は適切な処置をとるものとする。

2 前項の点検を実施したときは、別記様式3「ヘリポート点検記録簿」に記録しておくものとする。

(災害対策)

第17条 管理責任者は、ヘリポートにおける火災、震災等の災害に備え、別表に定める消火・救難設備を備え付けなければならない。

2 管理責任者は、運用責任者とともに、前項に定める設備に対する必要な訓練を実施しなければならない。

3 管理責任者は、天災その他の原因により、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨を本部長及び運用責任者に報告するとともに、国土交通省大阪航空局長に通報しなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第18条 ヘリポート配置員は、航空機の火災等緊急事態が発生したときは、負傷者の救護、消火活動等適切な措置をとるとともに、速やかに運用責任者に報告しなければならない。

2 運用責任者は、ヘリポートで緊急事態が発生したときは、速やかに関係行政機関に通報しなければならない。

3 運用責任者は、ヘリポートの緊急事態に備え、平素から関係行政機関との連絡体制を確立しておかなければならない。

(使用の禁止又は制限)

第19条 運用責任者は、航空機の運航に支障がある気象条件と認められた場合は、ヘリポートの使用を禁止又は制限するものとする。

2 管理責任者は、ヘリポートの改修、補修工事を実施するとき、その他ヘリポートを使用することが不相当であると認めたときは、その使用を禁止又は制限するものとする。

(離着陸の方法)

第20条 航空機の離着陸の方法は、滞空旋回圏に沿って飛行し行うものとする。

(業務日誌)

第21条 運用責任者は、別記様式4「ヘリポート業務日誌」に、所要事項を記入しておくものとする。

2 前項の「ヘリポート業務日誌」には、「ヘリポート点検記録簿」の写しを添付するものとする。

(記録の保存)

第22条 記録の保存年限は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ヘリポート点検記録簿 1年

(2) ヘリポート業務日誌 1年

2 ヘリポート使用申請書及びヘリポート使用承諾書は、ヘリポート業務日誌に添付して保存するものとする。

附 則 (平成18年2月9日岐阜県警察訓令第22号)

この訓令は、平成18年4月19日から施行する。

附 則 (平成27年10月19日岐阜県警察訓令第18号)

この訓令は、平成27年10月19日から施行する。

**【別表及び別記様式省略】**